

富良野市自然と共生する再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する条例施行規則(案)

(目的)

第1条 この規則は、富良野市自然と共生する再生可能エネルギー発電施設の設置等に関する条例（令和9年条例第？号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(設置するのに適当でないエリア)

第3条 条例第9条第1項に規定する「設置するのに適当でないエリア」は、別表1のとおりとする。

(事前協議)

第4条 条例第10条の規定による協議は、富良野市再生可能エネルギー発電施設計画届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 住民説明の内容等を記載した資料
- (2) 関係機関等との協議状況を記載した資料
- (3) 位置図、現況図、現況写真、求積図、発電施設平面図、立面図、断面図、構造図
- (4) 緊急対応マニュアル、関係法令手続状況チェックリスト
- (5) その他市長が必要と認める書類

(届け出を要しない軽微な変更)

第5条 条例第14条第3項に規定する届け出を必要としない軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置工事の着手予定日を変更前の着手予定日より前の日にする変更以外の変更
- (2) 事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める変更

(標識の掲示)

第6条 条例第15条第1項の規定による事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発電設備の区分
- (2) 発電設備の名称
- (3) 設備ID（ただし、設備IDが付与されていない場合を除く。）
- (4) 発電設備の設置場所
- (5) 発電設備の出力
- (6) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (7) 発電設備の保守点検を行う事業者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称

及び代表者の氏名)

(8) 緊急時の連絡先 (事業者又は発電設備の保守点検を行う事業者の電話番号)

(9) 発電設備の運転開始年月日

(補足)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係） 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となる。
北海道立自然公園条例	大雪山国立公園区域 富良野芦別道立自然公園区域	すぐれた自然の風景地を保護するために開発等の行為が規制されている。
北海道自然環境等保全条例	自然景観保護地区 環境緑地保護地区 祈念保護樹木	自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されている。
北海道自然環境等保全指針	すぐれた自然地域	すぐれた自然の特徴を有する地域であり、保護と利用に当たって特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする。
農地法	甲種農地、採草放牧地、 第 1 種農地及び採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地及び採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
都市計画法	風致公園（鳥沼公園）	都市の良好な自然的景観や風致を維持することを目的とした区域で、建築物の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法 富良野市景観条例 富良野市景観地区条例	景観計画区域	景観法に基づく富良野市景観条例及び富良野市景観地区条例で定める景観計画区域内で、良好な景観づくりを進める必要がある。
北海道文化財保護条例	北海道指定有形文化財、北海道指定有形民俗文化財及び北海道指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な共有財産であり、適切な保護管理措置が取られている。